

婚姻の要件

鈴木毅一

(A) 第四 當事者の無縁故、
血族の忌婚、

最近血族の緣故ある男女間の婚姻を忌むの思想は主として宗教上の理由及び異種族と懇親を結ばんと欲する政事上の事由とに因つて其一端を發しました、而して近世諸國の法制に於て禁婚の親等を設けましたる所以は沿革上の理由の外に尙ほ社會衛生上の必要と人倫道德を持せんとするの必要とに因つて生じたるものであります、即ち最近血族の緣故ある婚姻は婚姻自體に就て申せば人倫道德に違背し其婚姻の結果に就て申せば不具にして怯弱なる子孫を生ずること多く殊に最近血族間

の交際は或は厳格に失し或は恥怩に流れ婚姻の目的たる共同生活をして克く其本旨を全ふせしむること能はずとなすにあります、其婚姻の結果に就て附する所の理由に至りましては或は醫學上の實驗に照し或は父人類社會の實狀に徴したるまでのことで固より未だ正確に學理上の研究を遂げたるものではありませんから最近血族間の婚姻を禁ずるの理由としては薄弱なりと思ひます、併し其婚姻自體に就て附する所の理由即ち人倫に違背するとのことは至りましては最も重きを置かなければなりません、蓋し人類社會は單に器械的の羈絆に依つてのみ其秩序を完全に維持し得べきものでなく却て人情道徳等自然に存在する所の無形的の羈絆に依つて初めて能く之れを維

持する事が出来るものであります、是故に人情道徳等自然に存在する所の羈絆にして一たび解くことあらば亦之れを如何とも救濟するの途がありません、而して最近血族間の婚姻の如きは正さしく此の人情道徳等自然に存在する所の羈絆を解くものでありまして其結果は社會の秩序を紊乱し人類をして禽獸と殆んど差別なきに至らしむるの發端を啓くものと云ふべきであります、以上單に最近血族間では其範圍が分明でありますのが歐米諸國は概して其範圍を狭隘に解して居ります、我が國民法も亦同じく狭隘に其範圍を定めました、その定むる所に依れば左の通りであります、

(イ) 直系の血族に於ける忌婚の範圍

直系の血族にありましては親等の遠近を問はず、其正出たると私出たると拘らず總て尊屬と卑屬との間の婚姻を許しません、例へば親子間の婚姻の如き或は孫と祖父母との婚姻の如きであります、蓋し斯の如き婚姻は人倫に違背するの最も甚だしきものなるが故に法律上之れを禁止せざるも實際に於ては最も太古野蠻時代を除くの外此社會が此の如き婚姻を正當と認めたるの例は未だ曾て有りません、

(ロ) 傍系の血族に於ける忌婚の範圍

傍系の血族にありましては三親等内を限り其間の婚姻を許しません、即ち兄弟姉妹は其父母の同一なると異父或は異母なるとを問はず其間の婚姻を許しません、又伯叔父

姑と甥姪との間に在りましても之を許しません、蓋し我國の風習に依れば傍系の血族にありては親等の最近なるものを除くの外其間に於て婚姻を爲すことあるもの之れを以て違倫とは致しませんのみならず却て之れを好むの傾向がありますから其忌婚の範圍を廣くするは我國の状態に適さないものと云はなければなりません、况んや醫學的に是を觀察するも傍系にありましては親等の最近なるものにあらざる限り其間に於て婚姻を爲すことあるも害毒を子孫に及ぼすを甚だ少なしとなすに於てをや、而して伯叔父姑と甥姪との婚姻を禁するが如きは一は親等の近きに因ると又一は慣習上伯叔父姑は父母の生存中たると死後たるとを問はず

其甥姪を監督するの責に任じ甥姪も亦伯叔父姑に對しては父母に對するよりも却て畏敬の意を表するの實あるが故に此状態よりするも之を禁止するを以て至當のこと、存じます。

(ハ) 法定血族に於ける忌婚の範圍、

(甲) 養子縁組に因る法定血族、

養子縁組は養子と養親及び其血族との間に、血統の連絡なしと雖も法律上實の血族と同一の關係を生ずるものと致します。已上は養子縁組に因る法定の真系血族即ち、養親又は其尊屬親と養子又は其直系卑屬との間に於て婚姻することを許しませんのは、當然の事でありまして天然的直系の血族と其忌婚の範圍に於ては毫も異なる

所がありません、然し養子縁組に因る傍系の血族にありましては何等の制限をも設けてありせん、蓋し養子と養家の家女と婚姻するが如き又は其家女が死亡したる後に於て亡妻の姉妹或は伯叔母と婚姻致しますが如き之を厳格に論すれば、固より違倫たるとは免がれません、然し是等は事實上已むを得ざることに屬し社會公衆も一般に之れを認めて違倫とは致して居りません、殊に我國に於ては婿養子と稱しまして養親の子女を娶はすの習慣もあり敢て怪む者は一人もありません故に法律上是等の婚姻を禁ずるの必要なときは勿論又事實上之を禁ずることは困難であります、又養子縁組に因る親族關係

は或る原因に因りまして消滅することがあります、其關係にして既に止みたる以上は忌婚の制限も亦自然解くべき様ありますけれども養子、其配偶者、直系卑屬、又は其配偶者と養親又は其直系尊屬との間の婚姻の如きは養子縁組の繼續中は勿論其縁組に因つて生じましたる親族關係が消滅したる後たりとも婚姻することを許さない、但し養子縁組の取消しりたる場合は此の限であります。

(乙) 父母の關係に因る法定血族

繼父母と繼子又は嫡母と庶子との間には法律上實の親子間に於けると同一の親族關係を生ずるものでありますから其間に於て婚姻を許さるは當然のことであり

ます、然し此法定血族關係は或る原因に
因りまして止むことがあります、然る時は其後に於て婚姻を爲すことを得べきや否我民法は更に何等の明文をも設けてありません、而して此の關係を以て姻族關係と致しますれば民法第七百七十條の規定を適用して濟むのですが法律は之を姻族關係と致して居りません、それに直系姻族に付ては特に其關係の止みましたる後と雖も婚姻をすることを許さずと規定してありますより觀察しますれば法律論としては此場合親族關係の消滅致しましたる後は當然其の婚姻を許すものと解説せなければなりません、然るに親子の關係を生ずることなき直系姻族にありま

(B) 媚族の忌婚、
媚族の緣故ある男女間の婚姻は元來血統の聯
してすら其關係の止みたる後迄も婚姻をなすことを禁じてありますから繼父母と繼子又は嫡母と庶子との間の如き實の親子と同一の關係を生じますものにありますては一層強大なる理由に因つて其關係の止みましたる後迄も婚姻を禁止する理由あるものと申さなければなりません、果して然らば民法の明文を俟たずしても猶ほ明かなりとの意にてもありしか、然らば民法第七百七十一條の規定の如きも亦明文を設けずして可ならんか、余は此處に疑ひを存して筆を止めます、

(C) 絡せる緣故あるにあらざれば最近血族の緣故ある場合に於て婚姻するが如く生理上の害毒を殘すことはありませんけれども其親等の近き者の婚姻に至りましては人倫を紊乱すと云ふ点に於て最近血族間の婚姻と毫も異なる處はありません、諸國の制度が或る範圍に於て姻族間の婚姻を禁止致しまするは即ち之が爲めであります、而して我民法に於ては此禁制の範圍を直系の姻族間にのみ止めてあります、此の姻族關係は或る原因に因つて消滅致すことがありますとも直系の姻族間に於ては尚ほ其後に於て婚姻することを禁じてあります、但し婚姻の取消されたる場合は此限りであります。

(一) 姦通に因つて離婚の宣告を受けたる場合、姦通が裁判上離婚の原因となりますは妻の姦通の場合のみに限ります、故に有夫の婦が他の男と私通したるときに限て夫の姦通は論外です、夫の姦通は我國風上妻の姦通は必ず然るに姦通なる犯罪の爲めに離婚の宣告を受けましたる者をして其相患者と婚姻を爲すことを許すときは恰も姦通を獎勵するの結果となります、又姦通に因つて刑の宣告を受けました者には其の離婚せられたる場合と然からざるとを問はず其相姦者と婚姻を許さないと云ふことは姦通の犯罪者に對する制裁であります。

姦通は社會善良の風俗を害すこと甚大であります、然るに姦通なる犯罪の爲めに離婚の宣告を受けましたる者をして其相患者と婚姻を爲すことを許すときは恰も姦通を獎勵するの結果となります、又姦通に因つて刑の宣告を受けました者には其の離婚せられたる場合と然からざるとを問はず其相姦者と婚姻を許さないといふことは姦通の犯罪者に對する制裁であります。

と同一視して居りません結果であります、
而して此場合の適用を受くるものは裁判所
に於て離婚の宣告を受けたる者に限りります
故に裁判所に依らずして協議上の離婚を爲
したる者は事實上妻の姦通が現實に其原因
たりとも此の適用を受けません。

(二) 姦通に因つて刑の宣告を受けたる場合
我刑法上姦通が刑罰の原因となります是有
夫の婦が他の男と姦通致しましたる時に成
立致します、此場合に姦通者の一方又は双方
が姦通に因つて刑の宣告を受けましたる
ときは縦令同一の原由に因つて離婚の宣告
を受けずとも其後に於て協議上の離婚を爲
し又は其他の原由に因りまして離婚の宣告
を受け若しくは夫の死亡に因つて婚姻解消

したりとも其の姦夫と婚姻を致することは出
来ません。

要するに有夫の婦が姦通を爲したるときは、
一、姦通に因つて刑の宣告を受け併せて離婚
せられたる場合、

一、離婚の宣告を受けたるも刑に處せられざ
りし場合、

一、刑の宣告を受け併かも離婚せられざりし
場合

以上何れの場合に屬するも永久に其相姦者と
婚姻を爲すことを得ざるものでありまして前
夫の許諾如何に因つて此の制裁を左右するこ
との出来ないのは勿論のことです、

(以下次號)